

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第81回社会保障審議会障害者部会開かれる

10月19日(水) TKPガーデンシティ竹橋ホールにて開催された第81回社会保障審議会障害者部会において、障害者福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについての報告が行われた。

なお、第3期及び第4期障害福祉計画の目標の実績についての平成27年調整中のデータについては、現在省内での集計が遅れており、これがまとまり次第報告される。

*平成30年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

1. 基本的事項について

- (1) 障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」を定めるものとされている。
- (2) また、今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害児福祉計画」を定めるものとされた。
- (3) 基本指針では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。また、障害児福祉計画についても、都道府県・市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を作成することとなった。
 - <第1期計画期間>18年度～20年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定。
 - <第2期計画期間>21年度～23年度
第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成。
 - <第3期計画期間>24年度～26年度
つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成。
 - <第4期計画期間>27年度～29年度
障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成。
- (4) 都道府県・市町村に平成30年度から32年度に向けた、障害福祉計画(平成27年度～29年度)の見直し及び障害児福祉計画の作成を平成29年度中に行っていたことから、今年度中に現行の基本指針について必要な見直しを行うこととしたい。

2.最近の施策の主な動き

- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月1日施行）
 - ・ 自立生活援助の創設
 - ・ 就労定着支援の創設
 - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
 - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
 - ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援（平成28年6月3日施行）
- 障害者部会報告書（平成27年12月14日）
 - ・ 都道府県障害福祉計画に記載される精神障害者の長期在院者数の削減目標を、市町村障害福祉計画に記載される障害福祉サービスのニーズの見込量に反映させる方法を提示すべきである。
 - ・ 障害福祉計画と介護保険事業（支援）計画がいっそう調和のとれたものとなる方策を検討の上、講じるべきである。
 - ・ 障害児のニーズに的確に答える観点から、障害福祉サービスと同様に、都道府県・市町村において、障害児支援のニーズ等の把握・分析等を踏まえ、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等について、計画に記載すべきである。
 - ・ 障害福祉計画の実効性を高めていくため、例えば、PDCAサイクルを効果的に活用している好事例を自治体間で共有するとともに、都道府県ごとの目標・実績等の公表・分析や、障害福祉サービスの利用状況等に関するデータ分析に資する取組などを推進すべきである。
- 相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめの公表（平成28年10月）
 - ・ 相談支援専門員の資質の向上
 - ・ 基幹相談支援センターの設置促進
- これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会の開催（平成28年1月～）

主な検討事項は以下のとおり。

 - ・ 精神障害者を地域で支える医療のあり方
 - ・ 多様な精神疾患等に対応できる医療体制のあり方
 - ・ 精神病床のさらなる機能分化
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年8月1日施行）
 - ・ 発達障害者支援地域協議会の設置
 - ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
- 障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日施行）
 - ・ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の提供
- 成年後見制度利用促進法（平成28年5月13日施行）
 - ・ 成年後見制度利用促進委員会の設置
- ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）
 - ・ 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援
 - ・ 地域共生社会の実現

3.基本指針見直しのポイント

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
地域生活支援拠点等の整備を一層進めるとともに、障害者総合支援法の改正において円

滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス（自立生活援助）が創設されたこと、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて基幹相談支援センターが質、量ともに十分とは言えないとされていることなどを踏まえて基本指針の見直しを行うこととしてはどうか。

② 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会の議論を踏まえながら、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にするために基本指針の見直しを行うこととしてはどうか。

※これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会において詳細を検討中。

③ 就労定着に向けた支援

障害者総合支援法の改正において、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されたことを踏まえ、例えば、支援開始後6か月経過後及び1年経過後の職場定着率の目標値を成果目標として加えてはどうか。

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画を策定することとなったことから、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援などについて、基本方針に盛り込むこととしてはどうか。

⑤ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

障害者部会報告書では、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくすべき旨や、協議会（障害者総合支援法）と地域ケア会議との連携等を進めるべき旨が盛り込まれているとともに、ニッポン一億総活躍プランでは、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を行うべきとされている。

こうしたことを踏まえ、高齢者、障害者、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要であることから、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにすることや、「地域共生社会」を実現するため、障害福祉分野についても住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性について、基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

⑥ 発達障害者支援の一層の充実

改正された発達障害者支援法を踏まえ、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備を計画的に図る必要があるため、その手段としての都道府県等における発達障害者支援地域協議会の設置の重要性を基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

また、発達障害者支援センターの業務を行うに当たっては、地域の実情を踏まえ可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすること（例えば、発達障害者地域支援マネジャーの配置）の重要性を基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

4.成果目標等に関する事項（案）

○ 現行の指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②入院中の精神障害者の地域生活への移行
- ③地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行等

の4つの柱が定められている。

○ 次期指針の柱立てについては、最近の施策の主な動きを鑑み、例えば下記のものとする
ことが考えられる。

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築（変更）
- ③障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤子どもの将来の自立に向けた発達支援（新規）

○ 次期指針の「達成すべき基本的な目標」（成果目標）については、上記の5つの柱ごと
に、例えば下記のものとする考えられる。

- ①地域生活移行者の増加、施設入所者の削減（従来の数値目標と同様。）
- ②入院後3ヶ月時点の退院率の上昇、入院後1年時点の退院率の上昇、長期在院者数
（従来の数値目標について見直しを検討）
※これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会において見直しを検討中。
- ③障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備（従来
の数値目標と同様。）
- ④福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加及び支援開始後の職場定着率の目標値
（従来の数値目標に新たに職場定着率の目標値を追記）
- ⑤・重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保
育所等訪問支援の充実
 - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事
業所の設置
 - ・医療的ケアを必要とする障害児支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係機
関の協議の場の設置
 - ・放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価結果の公表による質の向上
（都道府県のみ成果目標）

○ 「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標」（活動指標）の主なものとして
は、例えば下記のものとする考えられる。

- ① 地域生活移行者の増加、施設入所者の削減
（例）・共同生活援助の利用者数、地域相談支援（地域移行支援）の利用者数 自立生
活援助の利用者数 等
・施設入所支援の利用者数 ※サービス量の減少を目指す。
- ② 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇、入院後1年時点の退院率の上昇、長期在院者数
（従来の数値目標について見直しを検討）
（例）・障害福祉サービス種別（自立生活援助、共同生活援助、就労継続支援、居宅
介護など）の精神障害者における利用者数
※これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会において見直しを検討中。
- ③ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
・従来同様活動指標は設けない。
- ④ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加及び就職後の職場定着率
（例）・就労系障害福祉サービス利用者の一般就労への移行者数、就労移行支援の利

用者数、就労定着支援の利用者数 等

- ⑤・重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置
 - ・医療的ケアを必要とする障害児支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置
 - ・放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価結果の公表による質の向上（都道府県のみ成果目標）

(例)・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、訪問型児童発達支援の利用児童数・利用日数及び障害児相談支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用児童数

※これらの活動指標については、地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケアを必要とする障害児のニーズ、認定こども園や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受け入れ状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して設定する。

※この他、基本指針の中に、都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行うなどにより把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、認定こども園や保育所、放課後児童クラブ等における障害児の受け入れの体制整備を行うことを示す予定。

5.第3期及び第4期障害者福祉計画の目標の実績について

1.目標の実績について

※以下の表内における「目標」は、都道府県障害福祉計画に計上されている数値の合計

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 地域生活移行者

【基本指針上の目標（第4期計画）】

平成25年度末時点において施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとする。

項目	第3期障害者福祉計画				第4期障害者福祉計画	
	H24	H25	H26	H26 目標	H27	H29 目標
地域生活移行者	23.6%	25.3%	26.9%	25.2%	調査中	13.3%
	(34,526人)	(36,928人)	(39,238人)	(36,764人)		(15,905人)

※割合は、第3期障害福祉計画はH17.10.1入所者（146,010人）で除した数であり、第4期障害福祉計画はH25年度末入所者数（119,878人）で除した数である。

<分析>

- 第3期障害福祉計画（平成26年度末）の実績は26.9%であり、目標である25.2%を達成。
- 地域生活移行者は年々増加しており、現在の伸び率から考えると第4期障害福祉計画（平成29年度末）の目標は達成することが見込まれる。

② 福祉施設入所者の削減

【基本指針上の目標（第4期計画）】

平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。

項目	第3期障害者福祉計画				第4期障害者福祉計画	
	H24	H25	H26	H26 目標	H27	H29 目標
福祉施設入所者の削減	10.5% (15,312人)	10.2% (14,949人)	10.3% (14,975人)	15.4% (22,491人)	調査中	3.8% (4,522人)

※割合は、第3期障害福祉計画はH17.10.1入所者（146,010人）で除した数であり、第4期障害福祉計画はH25年度末入所者数（119,878人）で除した数である。

<分析>

- 第3期障害福祉計画（平成26年度末）の実績は10.3%であり、目標である15.4%に満たない。
- 福祉施設入所者の削減数は年々ほぼ横ばいであり、現在の伸び率から考えると、第4期障害福祉計画（平成29年度末）の目標の達成は困難。

（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行

① 入院後3ヶ月時点の退院率

【基本指針上の目標（第4期計画）】

入院後3か月時点の退院率について、平成29年度における目標を64%以上とする。

項目	（参考）		第4期障害者福祉計画	
	H25	H26	H27	H29 目標
入院後3ヶ月時点の退院率	59.1%	調査中	調査中	64.0%

<分析>

- 平成26年、平成27年の入院後3ヶ月時点の退院率については、今後集計予定であり、確定値が算出され次第（来年度）、結果を分析。

② 入院後1年時点の退院率

【基本指針上の目標（第4期計画）】

入院後1年時点の退院率について、平成29年度における目標を91%以上とする。

項目	（参考）		第4期障害者福祉計画	
	H25	H26	H27	H29 目標
入院後1年時点の退院率	88.4%	調査中	調査中	90.9%

<分析>

- 平成26年、平成27年の入院後1年時点の退院率については、今後集計予定であり、確定値が算出され次第（来年度）、結果を分析。

③ 長期在院者数

【基本指針上の目標（第4期計画）】

長期在院者数（在院期間が1年以上の者）について、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することとする。

項目	（参考）		第4期障害者福祉計画	
	H25	H26	H27	H29 目標
長期在院者数	2.6%	調査中	調査中	16.5%

<分析>

- 平成26年、平成27年の在院期間1年以上の長期在院者数については、今後集計予定であり、確定値が算出され次第（来年度）、結果を分析。

（3）地域生活支援拠点等の整備

【基本指針上の目標（第4期計画）】

地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。

項目	第4期障害者福祉計画	
	H27	H29 目標
地域生活支援拠点等数	調査中	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ

※ 圏域数：352 カ所 市町村数：1,741 カ所

<分析>

- 平成27年の地域生活支援拠点等の整備数については、現在集計中であり、確定値が算出され次第、結果を分析。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者

【基本指針上の目標（第4期計画）】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることが望ましい。

項目	第3期障害者福祉計画				第4期障害者福祉計画	
	H24	H25	H26	H26 目標	H27	H29 目標
一般就労移行者数	3.5倍 (8,338人)	4.1倍 (9,900人)	4.8倍 (11,556人)	4.2倍 (10,080人)	調査中	1.9倍 (19,074人)

※ 割合は、第3期障害福祉計画はH17年度の一般就労移行者数（2,398 人）で除した数であり、第4期障害福祉計画はH24年度の一般就労移行者数（9,840 人）で除した数である。

<分析>

- 第3期障害福祉計画（平成26年度末）の実績は平成17年度の移行実績の4.8倍であり、目標である4.2倍を達成。
- 一般就労への移行者数は年々増加傾向であるが、平成27年度実績を集計次第分析。

② 就労移行支援事業の利用者数

【基本指針上の目標（第4期計画）】

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末における利用者数の6割以上増加する。

項目	第3期障害者福祉計画				第4期障害者福祉計画	
	H24	H25	H26	H26 目標	H27	H29 目標
就労移行支援事業の利用者数	26,607人	27,840人	29,760人	36,883人	1.2倍 (31,183人)	1.6倍 (42,540人)

※ 割合は、第4期障害福祉計画はH25年度末における利用者数（26,236人）で除した数である。

<分析>

- 就労移行支援事業の利用者数は毎年増加傾向にあり、平成27年度では平成25年度末の利用者数の約1.2倍となっている。
- 平成29年度には目標を達成できると考えられる。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

【基本指針上の目標（第4期計画）】

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

項目	(参考)		第4期障害者福祉計画	
	H25	H26	H27	H29 目標
就労移行支援事業所の就労移行率	33.1%	33.1%	調査中	50.2%

※ 割合は就労移行率が3割以上の事業所の割合を記載している。

<分析>

- 平成25年度、26年度における就労移行率が3割以上の事業所は33.1%と横ばいとなっている。
- 平成27年度の結果を集計次第分析する。

2. 障害福祉計画の実効性の確保について

- 障害福祉計画の実効性を高めていくため、PDCAサイクルを効果的に活用している好事例を自治体間で共有するとともに、例えば各都道府県の実績や分析結果等について比較可能な形で公表することとしてはどうか。

11月の行事予定

8日(火)	第8回和やかレクリエーション 第50回「ねむの木賞・高木賞」授賞式	サンシャイン水族館 グランドプリンスホテル高輪
9日(水)	オリパラ障害者芸術文化振興委員会	
10日(木)	東肢連研修大会	東京シビックセンター7階
11日(金)	はげみ編集委員会	日本肢体不自由児協会会議室
12日(土)～13日(日)	東海北陸ブロック地域指導者育成セミナー	富山県・とやま自遊館
15日(火)	第8回コカ・コーラファンデー甲子園	キッザニア甲子園
18日	全国心身障害児福祉財団理事会	全国心身障害児福祉財団ビル
19日(土)～20日(日)	九州ブロック地域指導者育成セミナー	長崎県長崎温泉やすらぎ伊王島
25日(金)	内閣府・厚生省・文科省・国交省ヒアリング	参議院議員会館会議室
28日(月)	第1回児童発達支援策定検討会	調整中